

利子補給金 ハンドブック

本事業の申請を検討されている皆様へ

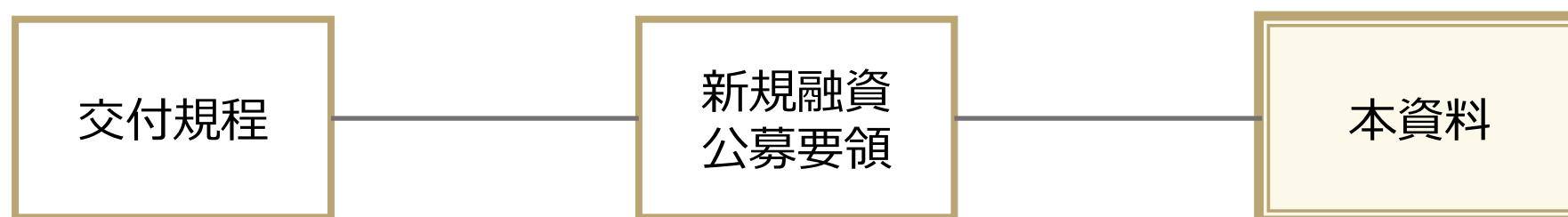
本資料は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が執行する、令和5年度省エネルギー設備投資利子補給金(以下「本事業」という。)の申請を検討する方向けの資料です。

- ・初めて本事業をご利用いただく方が、本事業の概要を短時間で把握できる。
 - ・過年度に採択された省エネルギー設備に係る情報を公開し、申請書作成のヒントを見つけることができる。
- 以上の目的に基づいて本資料を作成しています。

章立ては右記の通り、7つに分けて掲載をしています。
詳細をご確認の上、本資料を本事業の申請にお役立ていただければ幸いです。

一般社団法人環境共創イニシアチブ

本事業における各資料間の関係性イメージ



更新履歴

No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2023/05/26	-	新規作成

目次

1. 事業概要	3
2. 利子補給対象事業の要件について	4
3. 申請の流れ	6
4. 融資計画書提出時 必須確認事項	7
5. 事例集	8
6. Q & A	14
7. 付録	16

1. 事業概要

「省エネルギー設備投資利子補給金」とは

本事業は、省エネルギーに資する設備投資等(以下「利子補給対象事業」という。)を行う民間団体等(以下「利子補給対象事業者」という。)に対して指定金融機関が行った融資に係る利子補給金を交付する事業である。

融資条件

融資期間	導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間。 ※設備を複数申請する場合は、最も法定耐用年数が長い設備を基準とする。
返済方法	元金均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約。 ※端数は最終弁済時に計上とする。端数は原則、千円単位。
金利	融資期間全体に渡って一定の固定金利。 ※利子補給金の交付がない場合における金利水準以下であること。
金額	交付対象融資額が100億円以下。
注意点	利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結された場合には、利子補給金の交付対象とはならない。

利子補給金の交付

補給率	最大1% ※貸付利率1.1%以上 → 1.0% ※貸付利率1.1%未満 → 貸付利率から▲0.1%
補給期間	最長10年 ※導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であることが必要。
支払	年2回 ※新規融資については、指定金融機関に支払を行う。 ※なお、継続融資については交付先の変更は行わない。

利子補給金の交付の対象となる経費

設計費	省エネルギー設備等の導入に必要な機械装置の設計費、システム設計費等。
設備費	省エネルギー設備等の購入に必要な経費。
工事費	省エネルギー設備等の導入に不可欠な工事に要する経費。 ※工事実施に伴う工事用図面等の経費は、設計費に含めず、工事費に含めること。

※以下の経費については補助対象外とする。

- ・ SIIが補助対象外と判断した経費
- ・ 外構工事費(土木工事等)、建築材料等の事業に関係のない工事費
- ・ 消費税

2. 利子補給対象事業の要件について

下線がある単語の解説は
14ページ「Q&A」へ

要件（ア）

エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業

⇒①トップランナー基準を満たす設備の導入を対象とする。

トップランナー制度対象品目に該当する設備(29品目)については、各対象品目で定められた“基準エネルギー消費効率”を満たしていることが、要件クリアの条件である。

◇ トップランナー制度に関する詳細 ◇

資源エネルギー庁ホームページ 「トップランナー制度」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/



QRコード

⇒②トップランナー制度の対象範囲外の設備も、エネルギー消費効率が高い設備であれば対象となる。

トップランナー制度の対象範囲外の設備については、一代前モデルと比べて、エネルギー消費効率がわずかでも改善されていることが、要件クリアの条件である。

※既設設備を更新する場合は対象外となります。

要件（イ）

省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業

⇒上記「要件(ア)」に該当しない事業であり、新たに省エネルギー設備の新設・増設を行うことにより、工場・事業場全体のエネルギー消費原単位が改善される事業も申請可能である。

省エネルギー設備導入前後の「工場・事業場全体のエネルギー使用量」と「生産量」を比較して、導入後の工場・事業場のエネルギー消費原単位が1%以上改善されていることが、要件クリアの条件である。

※要件(イ)でご申請をお考えの場合は、融資計画書の提出前にSIIへご相談ください。

※要件(イ)で申請される場合、「工場・事業場全体」の範囲を明確にした上で、生産量に影響しない設備を加味した工場・事業場のエネルギー使用量を用いて申請を行ってください。

※既設設備を更新する場合は対象外となります。

要件（ウ）

データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

⇒①データセンターのクラウドサービス活用においては、データセンターのPUE値(実測値または設計値のいずれか)が「1.7未満」であるエビデンスを提出すること。

日本国内のデータセンターを活用したクラウドサービスの導入に係る環境構築を行う事業であり、活用するデータセンターのPUE値(実測値または設計値のいずれか)が「1.7未満」であることが、要件クリアの条件である。

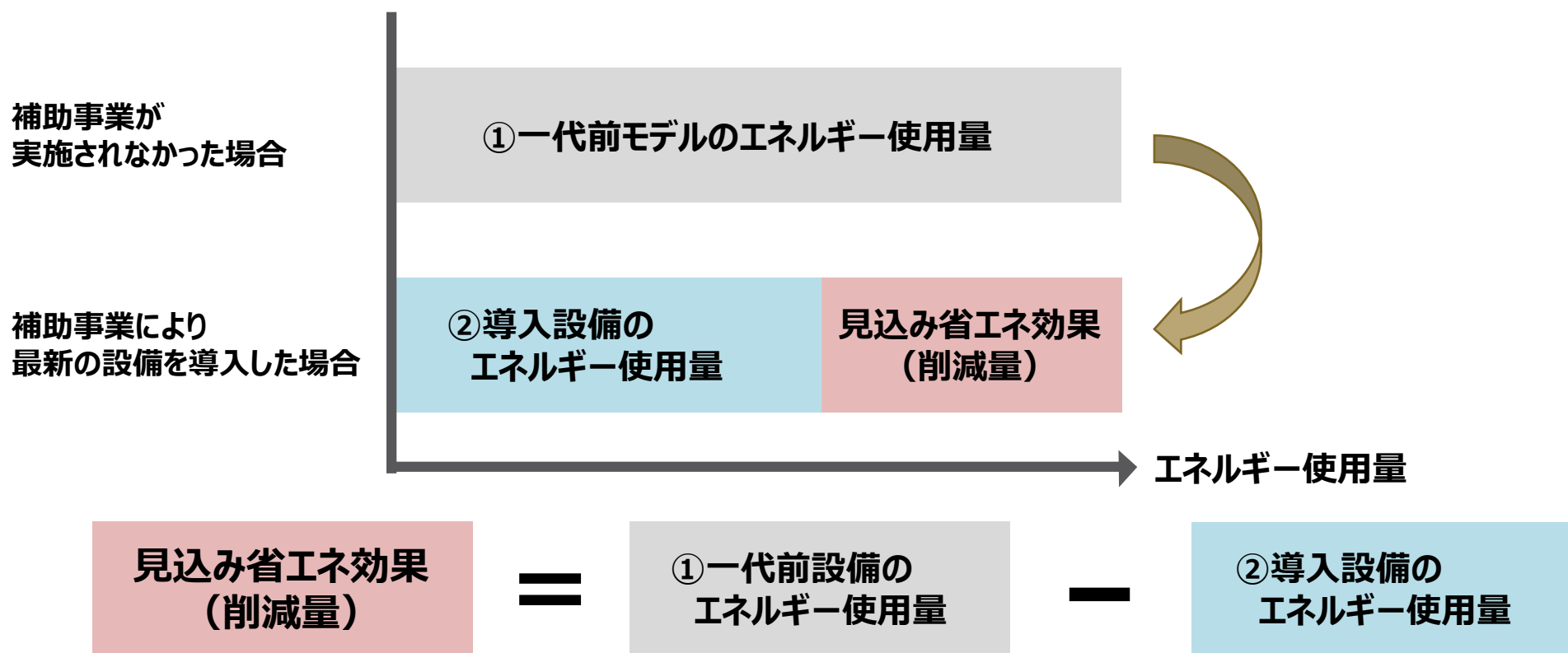
⇒②EMS導入等の省エネルギー取組においては、EMS導入によるエネルギー削減効果(計画値)を提出すること。

EMS導入に係るエネルギー削減効果(計画値)及びその取組内容を示すエビデンス(導入設備一覧、見積書等)を提出する必要がある。

※利子補給対象事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された1つの工場・事業場となります。

2. 利子補給対象事業の要件について

見込み省エネルギー量の考え方



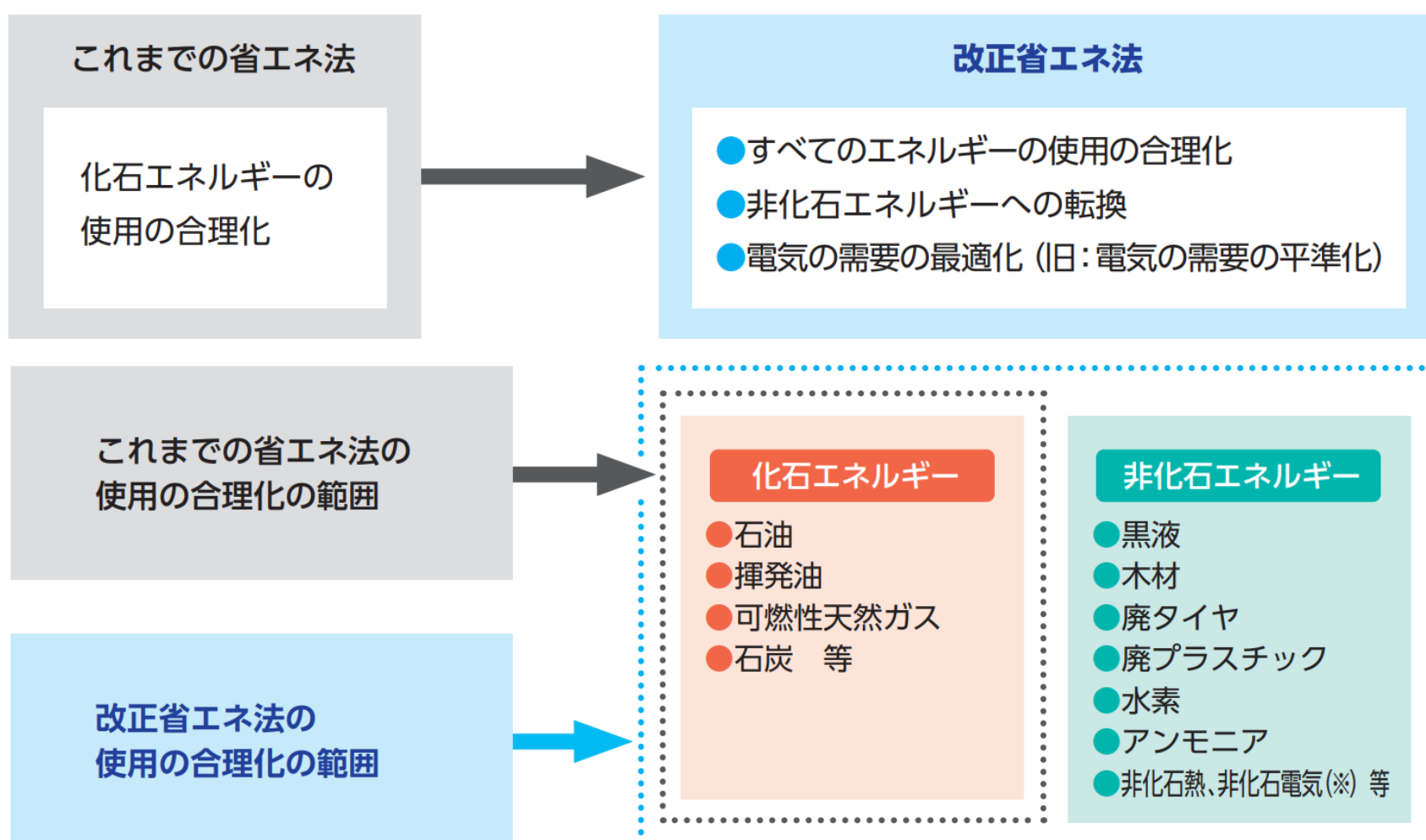
◇ 省エネ計算の裏付け資料について ◇

融資計画書の提出書類として、見込み省エネルギー量の計算を裏付ける資料が必要となりますが、一部の導入設備では裏付け資料の提出や見込み省エネルギー量の引用等、**手続きが簡素化**できる場合があります。詳細は17ページ「付録」をご確認ください。

省エネ法改正の影響

省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきました。

今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。



引用:資源エネルギー庁 省エネルギー課作成 簡易パンフレット

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#4

3. 申請の流れ

所用時間	対応事項	提出書類
	<p>利子補給金事業の利用を事業者様へ提案</p>	
約1～2か月	<p>申請に必要な資料を集める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書をもとに利子補給金の対象になる設備、費用の洗い出しを行う。 <p>利子補給対象事業の要件を満たすことを証明する資料を取り寄せる。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> └ 製品カタログ └ 仕様書等、設備の能力やエネルギー使用量が分かる資料 	
	<p>融資計画書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業ポータルアカウントを取得し、申請内容の入力、必要書類のアップロードを行う。 <p>※詳細は「(別冊)補助事業ポータル」をご参照ください。</p>	融資計画書類
2～3週間	<p>申請内容の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIIから申請書類の修正依頼電話があった場合、対応する。 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> └ 融資計画書Excelと補助事業ポータルとの内容に相違がある。 └ 別添1 融資計画詳細1の日付に不備がある。 └ 別添3 経費リストの計上内容に不明点がある。 └ 別添4～ 融資計画書Excelと根拠資料との内容に相違がある。 	
	<p>交付方針決定通知書の受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金の対象要件を踏まえ金銭消費貸借契約書を締結する。 <p>※必ず交付方針決定通知書を受け取ってから契約を締結してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業ポータルに交付申請書類をアップロードする。 	
	<p>交付申請書を提出</p>	交付申請書類
約1か月	<p>申請内容の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIIから申請書類の修正依頼電話があった場合、対応する。 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> └ 休日の取り扱いが、交付申請Excelと金銭消費貸借契約書で相違している。 └ 融資期間が交付申請Excelと金銭消費貸借契約書で相違している。 └ 金利の計算方法が交付申請Excelと金銭消費貸借契約書で相違している。 	
	<p>交付決定通知書の受領</p> <p>概算払請求書・実績報告書については、「新規融資 公募要領」をご参照ください。</p>	

7ページ「融資計画書提出時 必須確認事項」をご確認ください。

資料を取り寄せる必要があった場合、内容によっては想定よりも修正に時間がかかる可能性があります。

融資計画書の内容から変更がある場合、申請書提出前にSIIへご連絡ください。

4. 融資計画書提出時 必須確認事項

必須確認項目

	項目	チェック
1	本利子補給金と、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用をしていないこと。	
2	利子補給対象事業に係る契約・発注は2023年4月3日以降であること。	
3	利子補給金の交付方針決定を通知する前に、融資契約を締結していないこと。	
4	導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であって、原則、元金均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約であること。	
5	導入する省エネルギー設備は、以下を全て満たすこと。 ・兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。 ・中古品でないこと。 ・その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。	
6	要件(ア)～(ウ)のいずれかの要件を満たすこと。	
7	要件(イ)で申請する場合、SII事務局に申請内容について事前相談を行っていること。	
8	利子補給対象事業の1事業あたりの交付対象融資額の上限額、100億円を超過していないこと。	
9	利子補給金対象事業の実施場所は、エネルギー管理を一体で行う特定された1つの工場・事業場であること。	

問合せ先

利子補給金に関するお問い合わせ、ご相談は下記をご参照ください。

一般社団法人環境共創イニシアチブ
事業第1部
令和5年度「省エネルギー設備投資利子補給金」の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4460

受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

事業ページURL: <https://sii.or.jp/rishihokyu05/>



事業ページQRコード

5. 事例集

要件（ア） - 事業事例

① トップランナー基準を満たす設備の導入

例：省エネ性能に優れた変圧器を新設

現在、工場の従業員用駐車場に使用している敷地に、新しく工場棟を建設することになり、高圧電力を敷設するための変圧器の購入資金として融資を行うケース。

⇒この場合、トップランナー制度対象品目で定められた“基準エネルギー消費効率”を満たしている変圧器であること。

<提出する裏付け資料>

- ・トップランナー基準を満たしていることが分かる資料
- ・導入設備のエネルギー使用量の計算根拠が分かる資料

② トップランナー対象範囲外の設備の導入

例1：新たなボイラーの増設

食品加工業の工場へ、新しくボイラーの導入をするための購入資金として融資を行うケース。

例2：新たな加熱炉、レーザー加工機の増設

金属加工業の工場へ、新たに加熱炉、レーザー加工機を追加導入するための購入資金として融資を行うケース。

⇒これらの場合、該当する設備が一代前モデルと比べて、エネルギー消費効率が改善されていれば、要件がクリアされる。

<提出する裏付け資料>

- ・導入設備のエネルギー使用量の計算根拠が分かる資料
- ・一代前モデルのエネルギー使用量の計算根拠が分かる資料

要件（イ） - 事業事例

既設の工場・事業場への設備の新設

例：新製品のために製造ラインを新設

地元の名産品のマンゴーゼリーを生産していた工場で、新しくオレンジを使ったゼリーを生産することが決定し、新製品であるオレンジゼリーの製造ラインを導入するための資金として融資を行うケース。

⇒この場合、製造ライン導入前後の「工場全体のエネルギー使用量」と「生産量としてゼリーの総重量(単位:トン)」を比較して、導入後の工場のエネルギー消費原単位が1%以上改善されていれば、要件がクリアされる。

<提出する裏付け資料>

- ・事業実施前のエネルギー消費原単位の計算根拠が分かる資料
- ・事業実施後のエネルギー消費原単位の計算根拠が分かる資料

5. 事例集

要件（ウ） - 事業事例

① データセンターのクラウドサービス活用

例:クラウドサービスへのシステム移行による省エネルギーの取組

社内で運用しているメールシステムを、データセンターを活用したクラウドサービスへ移行するための初期費用(移行設計費、クラウド環境設定費、データ移行費、テスト稼働に係るクラウドサービス使用料等)に係る資金に対して融資を行うケース。

⇒この場合、日本国内のデータセンターを活用したクラウドサービスの導入に係る環境構築を行う事業であり、活用するデータセンターのPUE値(実測値または設計値のいずれか)が「1.7未満」であることを要件とする。

<提出する裏付け資料>

- ・活用するデータセンターのPUE値が1.7未満であることが分かる資料
- ・データセンター移行前システムの仕様、稼働条件の根拠が分かる資料

② EMSの導入

例:EMSの導入による省エネルギーの取組

大型冷蔵倉庫を有する冷凍食品会社において、同社の省エネルギーの取組強化とエネルギーコスト低減を図るべく、施設内の照明・空調設備、冷却設備等が使用するエネルギー量を現状把握(見える化)し、当該設備が使用するエネルギー量の削減を実現するためのEMS導入に係る資金に対して融資を行うケース。

⇒この場合、EMS導入に係るエネルギー削減効果(計画値)及びその取組内容を示すことを要件とする。

<提出する裏付け資料>

- ・EMS導入に係るエネルギー削減効果(計画値)及びその取組内容が分かる資料(導入設備一覧、見積書等)

5. 事例集

設備事例

索引	設備種別	省エネ要因(例)	トップランナー対象設備
M	MRI	<ul style="list-style-type: none"> ・スキャン時間が短縮されたため。 ・冷却機能に一時停止機能を搭載し、消費電力を削減したため。 	
X	X線装置	<ul style="list-style-type: none"> ・X線管のエネルギー消費効率が改善し、発熱量が低減したため。 ・センサー、画像処理機能の向上により、撮影時間が短縮されたため。 ・ランプをLEDに変更し、消費電力を削減したため。 	
ア	厚さ計	<ul style="list-style-type: none"> ・部品送り部分のモーターを、高効率モーターに変更したため。 	
エ	エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ・トップランナー基準を満たしているため。 	●
	エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 ・冷媒の変更により冷暖房効率が向上したため。 	
	エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率な駆動装置を採用したため。 	
オ	温度調節器	<ul style="list-style-type: none"> ・温調制御機能を高精度なものに変更し、信号応答性等の改善がされたため。 	
カ	外観検査装置	<ul style="list-style-type: none"> ・電装系部材の見直しにより、サイクルタイムが短縮されたため。 	
	外調機	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率なモータを採用したため。 	
	ガス温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ・トップランナー基準を満たしているため。 	●
	換気扇	<ul style="list-style-type: none"> ・部品等の見直しにより、軸の動力が低減したため。 ・高効率なモータを採用したため。 	
	乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・板金材質を変更し、気密性と断熱性が向上したため。 ・断熱性を向上させたため。 ・高効率なモータを採用したため。 	
ク	空気圧縮機・エアコンプレッサー	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 ・高効率なモータを採用したため。 ・制御機能を高精度なものに変更し、無負荷運転時の回転速度を低下させたため。 ・高効率なスクリー圧縮機を採用し、消費電力を削減したため。 ・エア漏れを抑えることで、エア吐出量の効率が向上したため。 	
	空調機(エアハンドリングユニット)	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率なモータを採用したため。 	
	組立機	<ul style="list-style-type: none"> ・部品の付け替えが不要となり、稼働時間が短縮されたため。 ・スピード調整機能が搭載されたため。 ・モータ数が削減されたため。 	
	クレーン	<ul style="list-style-type: none"> ・電力回生機能の搭載により、消費電力が削減されたため。 	
コ	工作機械	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 ・高効率かつダウンサイズ化したモータを採用したため。 	
	混合/乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・攪拌機能の向上により、消費電力が削減されたため。 ・高効率なモータを採用したため。 	
	コンベヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率なモータを採用したため。 	
シ	シーリングファン	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率なモータを採用したため。 	
	自動倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・車輪のロック機構により充電時の消費電力が削減されたため。 ・高効率な制御装置を採用し、入出庫能力が向上したため。 ・回生機能の搭載により、減速時のエネルギーを電力に還元し消費電力が削減されたため。 	
	自動塗布装置	<ul style="list-style-type: none"> ・高速かつ高精度な画像処理技術を採用したため。 ・生産処理能力の向上により、消費電力が削減されたため。 	
	射出成型機	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 ・高効率なトルク機構を採用し、加工のサイクルタイムが短縮されたため。 ・高効率なモータを採用し、加工のサイクルタイムが短縮されたため。 	
	集塵機	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率なモータを採用したため。 	
	焼結炉	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率なモータを採用したため。 	
	消毒保管機器	<ul style="list-style-type: none"> ・操作パネルの機能向上により、詳細な制御が可能となり、消費電力が削減されたため。 	
	照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・トップランナー基準を満たしているため。 	●
	照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 	
	ショーケース	<ul style="list-style-type: none"> ・照明をLEDに変更し、消費電力を削減したため。 	
	食品製造設備(粉体充填機)	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率ヒータの搭載により、必要温度帯に達するまでの時間が短縮されたため。 	
	除湿乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・除湿ユニットの改良により、コンプレッサの圧力が削減されたため。 	
	ス	水中ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率なモータを採用したため。 ・部品などの見直しにより、軸動力が低減したため。

5. 事例集

索引	設備種別	省エネ要因(例)	トップランナー対象設備
ス	スチームコンベクションオーブン	・ 部品の改良・構造の変更により、エネルギー消費量が削減されたため。	
	スパッタリング装置・真空薄膜形成装置	・ 成膜可能範囲が拡大されたため。 ・ 真空引きに係る時間が短縮され、サイクルタイムの短縮につながったため。	
セ	製函機	・ 省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。	
	製麺機	・ 駆動方法の見直しにより、駆動伝達の損失を最小限になり、ロール回転数が向上したため。	
	切断機	・ 省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 ・ 高効率なモータを採用したため。	
	選果機・選別機	・ コンベヤ部分の乗り継ぎベルトを削減したため。 ・ 判定速度が向上し、生産処理能力が向上したため。	
	洗車機	・ 設備のコンパクト化及び、使用水量を大幅に削減したため。	
	洗浄機	・ 熱交換機・パイプ表面積を増加し、熱効率を改善したため。 ・ 設備のコンパクト化により、消費電力が削減されたため。 ・ コンベヤ幅の拡大、コンベヤ速度の上昇、熱風乾燥性能の向上により、洗浄処理能力が向上したため。	
	全熱交換器	・ 高効率なモータを採用したため。 ・ 部品などの見直しにより、軸動力が低減したため。	
	旋盤・ターニングセンタ	・ 省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 ・ 熱変異補正機能を搭載し、歩留まり率が向上したため。 ・ 非加工時の動力遮断機能を搭載し、消費電力が削減されたため。 ・ 高効率な駆動部部品の採用により、消費電力が削減されたため。 ・ 切削の最大早送り速度が上昇したため。	
チ	鋳造設備	・ 高効率なモータを採用したため。	
	超音波診断装置	・ 高効率なシステム構造や電気回路を採用し、消費電力が削減されたため。	
テ	電気便座	・ トップランナー基準を満たしているため。	●
	電球	・ エネルギー消費効率が向上したため。	
ト	取り出し機	・ 独自の吸着機能と吸着圧力監視機能を搭載し、エア消費量を削減したため。 ・ 信号応答性等の改善により、加工サイクルタイムが短縮されたため。	
ナ	内視鏡システム	・ LED光源を採用し、消費電力を削減したため。	
ハ	排気処理装置	・ 高効率なモータを採用したため。	
	排水処理設備	・ 機械式散気装置を採用し、送風された空気を水に溶解させる効率が向上したため。 ・ 高効率なブロワを採用し、必要台数を削減したため。 ・ 工場・事業場における、エネルギー消費原単位が1%以上改善されることを確認したため。	
	培養装置	・ 高効率なモータを採用したため。	
	バリ取り機	・ 高効率なモータを採用したため。	
	パレタイザ・自動積載装置	・ 制御方法の変更により、減速エネルギーの発生時に、他のモータへエネルギーを供給できるようになったため。 ・ 工場・事業場における、エネルギー消費原単位が1%以上改善されることを確認したため。	
ヒ	搬送機	・ 高効率なモータを採用し、送り回数が向上したため。 ・ 起動電力アシストシステムを搭載し、消費電力を削減したため。	
ヒ	ヒートポンプ給湯器	・ 高効率な圧縮機を採用し、加熱効率が向上したため。	
	フォークリフト	・ 高効率なモータを採用したため。 ・ 制御機能を搭載し、モータ負荷ピーク時の消費電力を削減したため。 ・ バッテリー搭載位置を見直し、重心バランスを最適化することで消費電力を削減したため。	
	部品挿入機	・ 部品供給方法を変更し、供給装置の稼働時間が短縮されたため。	
フ	プレス機械	・ 省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 ・ 高効率なモータを採用したため。 ・ 主電動機のインバータ化及び制御効果により、消費電力が削減したため。	
	変圧器・キュービクル	・ トップランナー基準を満たしているため。	●
ホ	ボイラ	・ 潜熱回収機構を搭載し燃焼効率を向上させ、燃料消費量が削減されたため。	
	包装機	・ 高効率なモータを採用したため。 ・ 構成機器の配置変更により、生産処理能力が向上したため。	

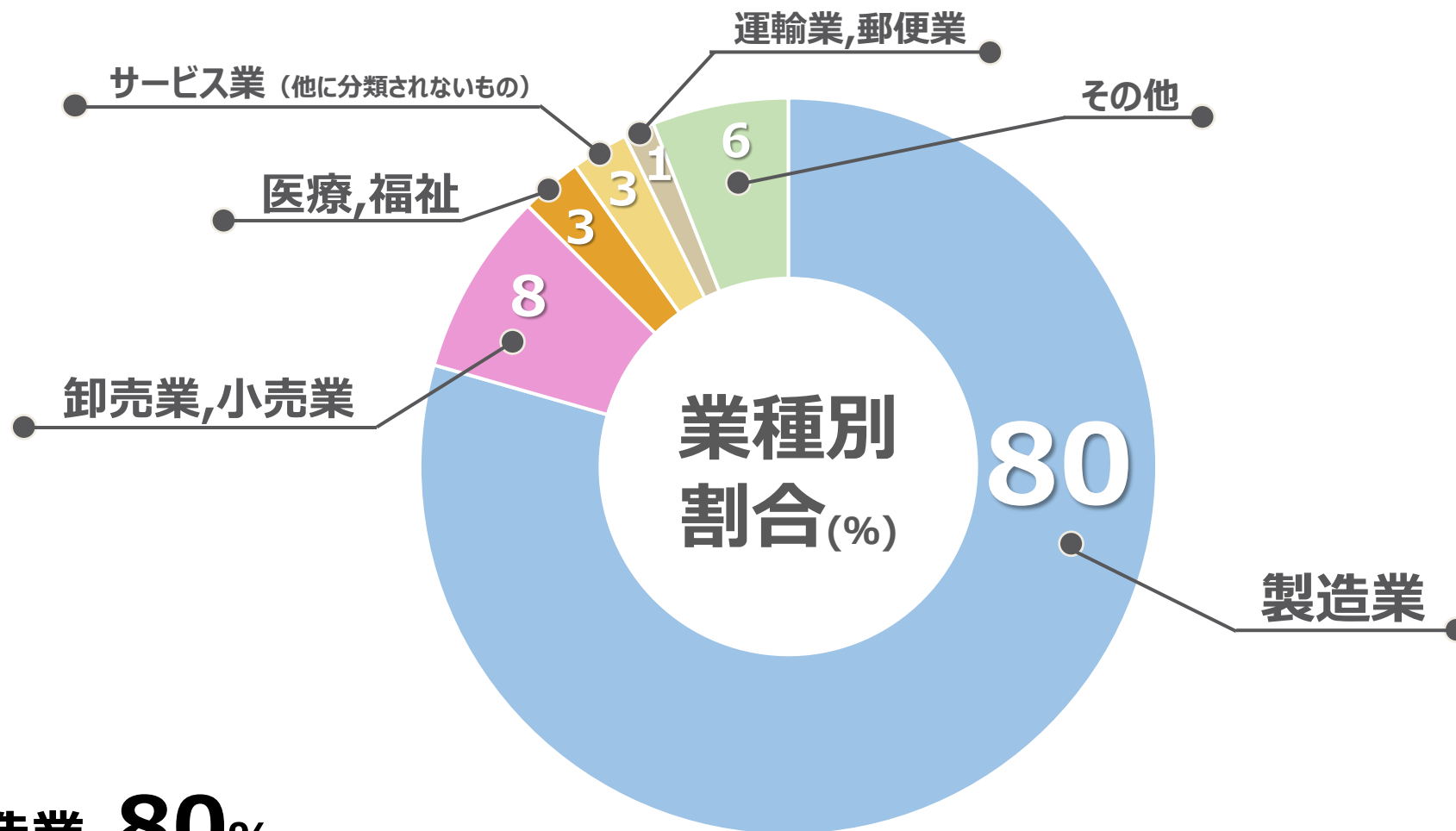
5. 事例集

索引	設備種別	省エネ要因(例)	トップランナー対象設備
ホ	放電加工機	<ul style="list-style-type: none"> 冷却方法の変更により材料の熱膨張を抑制し、精度悪化を防ぐことで生産性が向上したため。 加工品目を制限することで加工精度を向上させたことで、生産性が向上したため。 	
マ	マシニングセンタ	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 消費電力量を計画的にコントロールするデマントコントロール機能、オートシャットダウン機能を搭載し、消費電力を削減したため。 高効率なCNC装置を搭載し、操作性が向上したため。 熱変位を制御するコーティングを施し、安定した加工を可能としたため。 インバータ制御を搭載したチラーユニットを採用したため。 	
	丸鋸盤	<ul style="list-style-type: none"> 加工時間の短縮により、生産処理能力が向上したため。 	
ミ	水処理設備	<ul style="list-style-type: none"> 送水ポンプに高効率なモータを採用したため。 	
モ	木材加工機(接着機)	<ul style="list-style-type: none"> サーボモータを搭載したため。 インバーターによりモータ回転数を制御したため。 加熱時間を短縮したため。 	
	木材加工機	<ul style="list-style-type: none"> 高効率なサーボモータを採用し、応答速度が向上したため。 高効率な印字機を採用し、印字速度が向上したため。 放電状態検出の精度を向上させ、異常放電の発生率を低減させたため。 	
ヤ	焼入装置	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 コイル形状の見直しにより、加熱時間を短縮したため。 	
	焼戻し装置	<ul style="list-style-type: none"> 装置の形状の見直しにより、熱効率が向上したため。 断熱材の変更により、断熱効果が向上したため。 	
ヨ	用紙補充機・シートフィーダ	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場における、エネルギー消費原単位が1%以上改善されることを確認したため。 	
ラ	ライン設備(食品、製造、加工等)	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場における、エネルギー消費原単位が1%以上改善されることを確認したため。 高効率な設備を組み入れ、エネルギー使用量が削減されたため。 投入材料への対応幅が向上し、生産性が向上したため。 	
レ	冷却設備	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ補助金にて製品型番登録がされた設備であるため。 庫内ファンの電源、防水性能の見直しを行い、消費電力を削減したため。 周辺設備を含めた全体を、一つのシステムとして総合的に制御するシステムを搭載し、消費電力を削減したため。 高効率な圧縮機の採用により、定格能力が向上したため。 	
	冷凍設備	<ul style="list-style-type: none"> 高効率な冷媒の採用により、消費電力を削減したため。 	
	冷凍冷蔵設備	<ul style="list-style-type: none"> トップランナー基準を満たしているため。 	●
	冷凍冷蔵設備	<ul style="list-style-type: none"> 霜取り運転時間を短縮する機能を搭載したため。 高効率なモータを採用したため。 	
	レーザー加工機	<ul style="list-style-type: none"> レーザー発振器を変更し、加工のサイクルタイムが短縮されたため。 	
	レジスト塗布装置	<ul style="list-style-type: none"> 部品の見直しにより、消費電力を削減したため。 	
ロ	ロボットアーム	<ul style="list-style-type: none"> マニピュレータ(多関節)の剛性上昇により、生産処理能力が向上したため。 高効率なX線検出器の採用により、画像処理機能が向上したため。 	

5. 事例集

業種 - 採択実績累計

製造業での採択実績が多いが、以下の業種に限らず、幅広く募集を行っている。



製造業 80%

- 食料品製造業
- 繊維工業
- 木材・木製品製造業 (家具を除く)
- パルプ・紙・紙加工品製造業
- 印刷・同関連業
- 化学工業
- プラスチック製品製造業
- 窯業・土石製品製造業
- 鉄鋼業
- 非鉄金属製造業
- 金属製品製造業
- はん用機械器具製造業
- 生産用機械器具製造業
- 業務用機械器具製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 電気機械器具製造業
- その他の製造業

卸売業, 小売業 8%

- 飲食料品卸売業
- 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
- 機械器具卸売業
- その他の卸売業
- 各種商品小売業
- 飲食料品小売業
- 機械器具小売業
- その他の小売業

医療, 福祉 3%

- 医療業
- 社会保険・社会福祉・介護事業

サービス業 (他に分類されないもの) 3%

- 廃棄物処理業
- 自動車整備業
- 職業紹介・労働者派遣業
- その他のサービス業

運輸業, 郵便業 1%

- 道路貨物運送業
- 水運業
- 倉庫業

その他 6%

- 農業
- 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 総合工事業
- 職別工事業 (設備工事業を除く)
- 設備工事業
- 情報サービス業
- 不動産賃貸業・管理業
- 物品賃貸業
- 学術・開発研究機関
- 専門サービス業 (他に分類されないもの)
- 技術サービス業 (他に分類されないもの)
- 宿泊業
- 飲食店
- 洗濯・理容・美容・浴場業
- 協同組合 (他に分類されないもの)

6. Q & A

No	ご質問	回答
1	利子補給対象事業者は上場している必要があるか。 あるいは、中小企業でないと利用できないか。	利子補給金の利用条件として企業の規模に関する事項は設けておりませんので、国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主であれば利子補給対象事業者となり得ます。
2	国の補助金と併用はできないと聞いたが、県や市が設けている独自の補助金の場合には併用できるのか。	その独自の補助金の財源がどこからかによります。 財源が国庫であれば併用はできません。 先方の窓口の方に、国からの補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)であるかどうかご確認ください。
3	トップランナー基準とは何か。	トップランナー制度に該当する設備の基準値のことです。 基準値を策定した時点において、最も高い効率の機器等の値を超えることを目標とした最高基準値方式であり、その基準をトップランナー基準と呼称しています。
4	トップランナー制度とは何か。	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の中で民生・運輸部門の省エネ施策として採用された制度です。
5	エネルギー消費効率が高い設備とは何か。	エネルギー消費効率とは、使用するエネルギーに対してどれだけ能力を発揮できるかを表したものです。
6	一代前モデルとは何か。	導入設備と同一製造メーカー同等製品にて、機能や構造などエネルギー使用量に係る変更があった場合をモデル変更とみなし、導入設備に対して最も近いモデル変更を一代前とし、その変更前の設備を原則として一代前モデルとしています。
7	エネルギー消費原単位とは何か。	エネルギー使用量を生産数量等のエネルギー使用量と密接な関係を持つ値で除したものです。 <計算式> ・エネルギー消費原単位＝エネルギー使用量／生産量 ・原単位改善率＝(1-事業実施後のエネルギー消費原単位／事業実施前のエネルギー消費原単位)×100
8	データセンターとは何か。	サーバーやネットワーク機器の設置場所として用意された建物を指します。
9	クラウドサービス活用とは何か。	クラウドは「インターネットを経由してユーザーにサービスを提供する形態」を指しており、この形態によって提供されるサービスを「クラウドサービス」といいます。
10	EMSとは何か。	エネルギーマネジメントシステムの略称であり、一般的には以下のような目的で導入させるシステムを指します。 1. 電気等のエネルギーの使用状況を「見える化」する。 2. 「見える化」したエネルギーの使用状況を分析する。 3. 削減可能な個所を見つけ、経費削減に繋げる。
11	自家消費のために太陽光パネルを設置したいという事業者がいるが、利子補給金の対象になるか。	燃料消費を伴わない太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーに係る設備は対象外です。
12	工場を新設し、様々な設備を新しく設置する予定。 建設費は対象内になるか。	外構工事費や建築材料費などは対象外です。

6. Q & A

No	ご質問	回答
13	メーカーから「一代前モデルが存在しない」と言われた。どうしたらいいのか。	メーカー様が「存在しない」と仰った理由を伺ってください。理由によっては比較対象が存在する可能性もありますので、一度SIIにご相談ください。また、要件(イ)で申請は可能かご検討ください。
14	信用保証協会の保証が付いている融資を、利子補給金対象融資として申請することは可能か。	可能です。
15	「融資期間全体にわたって固定金利である必要がある」と聞いたが、10年以上の融資期間の場合も該当するのか。	融資期間の長さに関係なく、融資金の完済まで固定金利である必要があります。
16	親会社で省エネ設備を購入し、利用は子会社である場合、親会社は利子補給を申請することは可能か。	可能です。 省エネルギー設備の使用場所及び省エネルギー取組の実施場所の情報を、子会社様の情報で申請してください。
17	金銭消費貸借契約書の締結は、電子契約でも対応可能か。	紙上での契約と同様に、必要事項が確認できればご利用可能です。

7. 付録

見込み省エネルギー量計算の簡素化について

●ユーティリティ設備

導入設備が、令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(以下、省エネ補助金)で、別途登録済みの以下のユーティリティ設備、またはトップランナー基準を満たす設備である場合、省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることができます。

また、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。

※ユーティリティ設備の製品情報証明書はありません。

手続きが簡素化されている登録設備区分

「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」登録設備		「トップランナー制度」登録設備
高効率空調	電気式パッケージエアコン ガスヒートポンプエアコン チリングユニット	エアコンディショナー
産業用モータ	産業用モータ単体 ポンプ 圧縮機 送風機	交流電動機
制御機能付きLED照明器具	-	照明器具・電球
変圧器	-	変圧器

●生産設備

同、省エネ補助金で登録済みの生産設備である場合、製品情報証明書を提出することで、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料の提出が不要となり、手続きを簡素化できます。

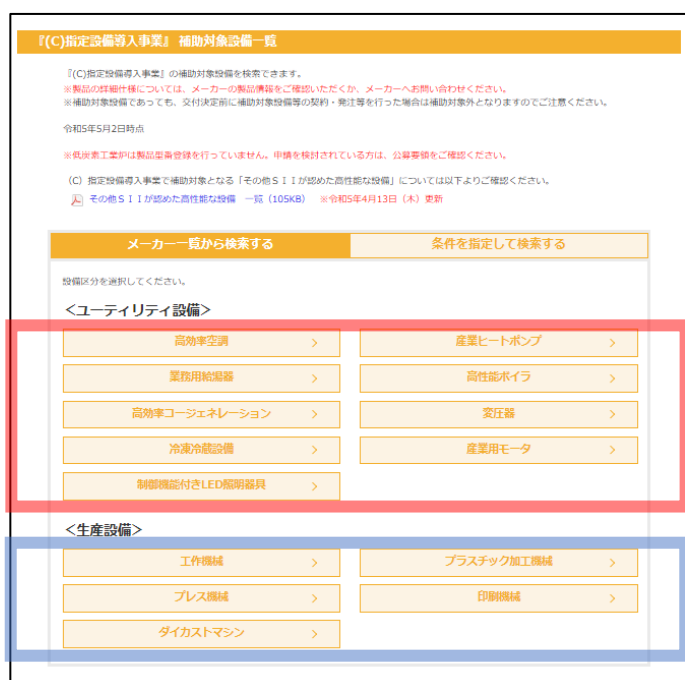
手続きが簡素化されている登録設備区分

「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」登録設備		
工作機械	プラスチック加工機	プレス機械
印刷機械	ダイカストマシン	

●製品型番登録の検索

<省エネ量計算ツールのイメージ>

<製品型番登録の検索画面イメージ>

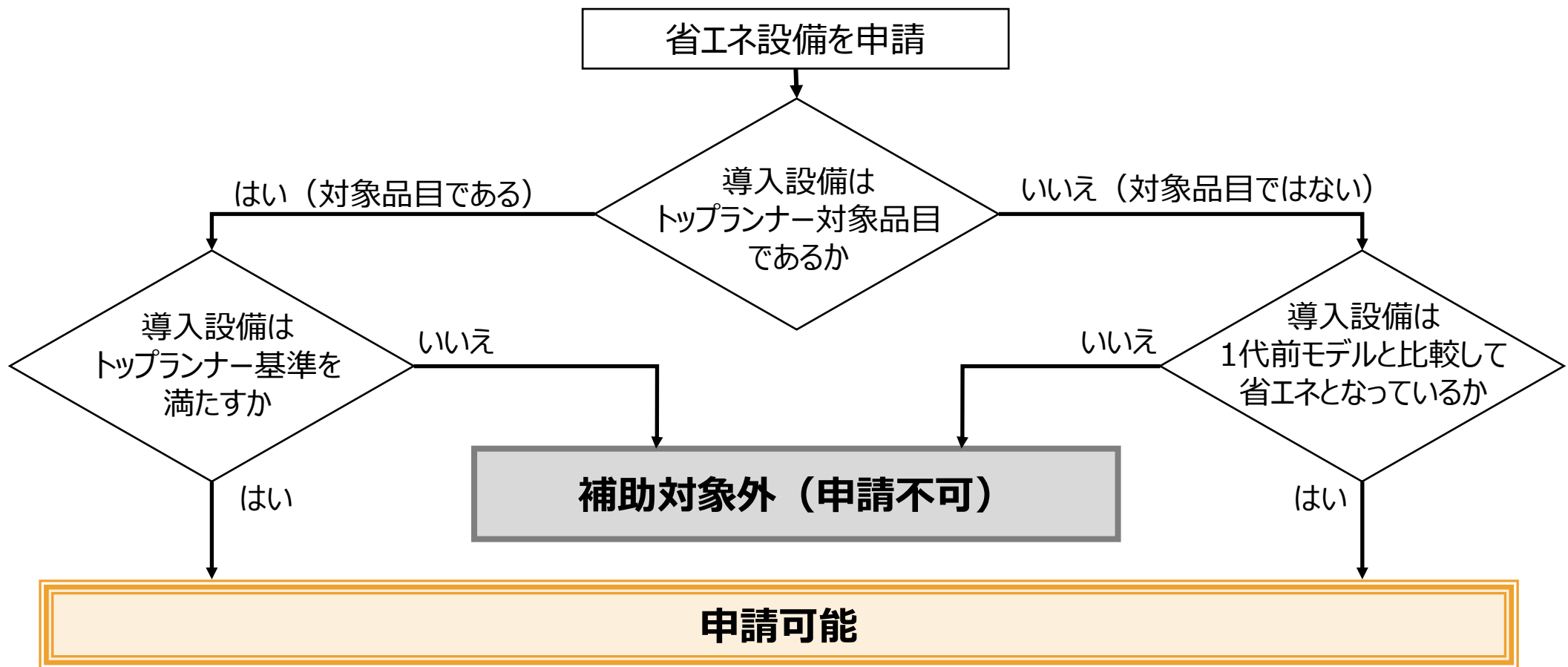


<https://sii.or.jp/shitei04r/search/>

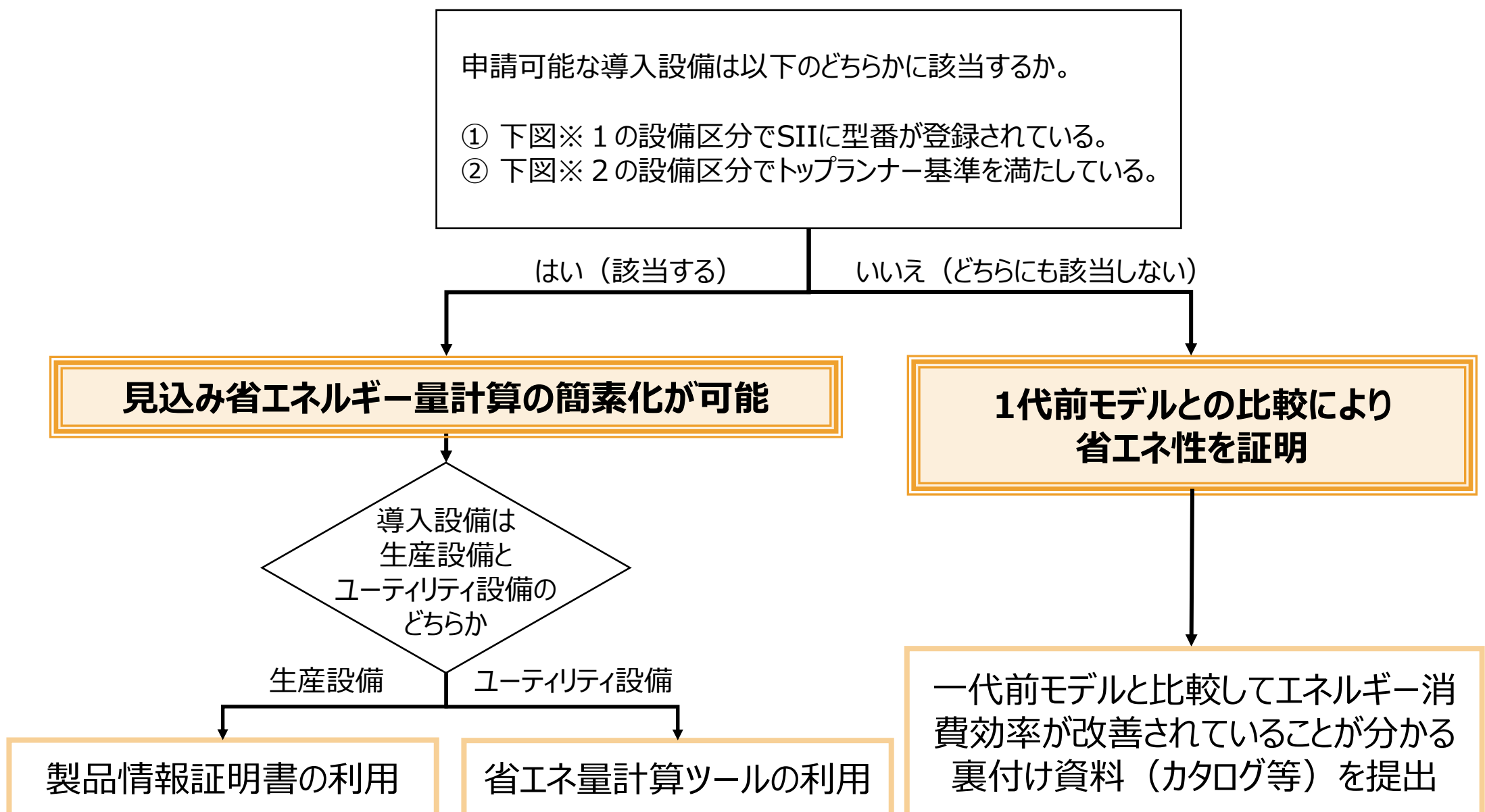
<製品情報証明書のイメージ>

7. 付録

STEP1：申請要件の判定 要件（ア）



STEP2：見込み省エネルギー量計算・提出資料の判定



※1 簡素化されている「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」登録設備区分

【ユーティリティ設備】

- ・高効率空調(EHP、GHP、チリングユニット)
- ・産業用モータ(産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)
- ・制御機能付きLED照明器具
- ・変圧器

【生産設備】

- ・工作機械
- ・プラスチック加工機
- ・プレス機械
- ・印刷機械
- ・ダイカストマシン

※2 簡素化されている「トップランナー制度」登録設備区分

- ・エアコンディショナー
- ・照明器具、電球
- ・変圧器
- ・交流電動機

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡窓口

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給担当

TEL:03-5565-4460

<https://sii.or.jp/rishihokyu05/>

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>
通話料がかかりますのでご注意ください。